(新規・変更)

令和 年 月 |

(宛先) 各務原市長

保護者等(納付義務者) ※口座振替依頼書「①保護者等(納付義務者)」 と同一人をご記入ください

住所	
氏名	
電話番	号
児童生	徒との続柄

各務原市学校給食費に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり学校給食の提供を受けたいので申し込みます。また、記載内容の確認等のため、学校給食費の管理に必要な教育委員会(学校を含

む。)が保有する私及び児童生徒の住所、氏名、生年月日、学年・組等の情報を利用することに同意します

	学 校 名				小学校・中学校	•特別支援学校
Well-MA A a HI III. A	学年・組	□ 新1年生	:等			
学校給食の提供を	(どちらかに☑)	□ 年	組			
受ける 児童又は生徒	フリガナ					
児里又は生使	氏 名					
	4 5 5 5	-F. 6	ft			
	生年月日	平成	年	月	日	
	□ 学校給食	を申し込みます	r			
申込区分	□ 牛乳のみを	と申し込みます	-			
(いずれかに☑)	□ 食物アレ	レギーその他	のやむを得	ない理由	により学校給	食を申し込
	みません	(理由:)
提供開始日	□ 令和5年月	复の学校給食 開	開始日 か	5		
(どちらかに☑)	□ 令和	年 月	日 7	から		

- (注) 1 児童生徒ごとに1枚ずつ記入してください。
 - 2 この申込みによる児童生徒への学校給食の提供期間は、特に申出がない限り、市立の学校に在学する期間継続します。
 - 3 食物アレルギー、乳糖不耐症等により、学校給食の全部又は一部(バン、米飯、麺(個包装)及び牛乳)の提供を希望しない場合は、別途、食物アレルギー等給食対応申請害と医師の証明書等を提出してください。
 - 4 学校給食費を滞納し、督促の送達を受けてもなお納付されない場合は、児童手当・特例給付(以下児童手当等)からの徴収を行い、児童手当等からの徴収の申出がない、又は、申出はあるが、児童手当等から徴収できない場合は、支払い督促の申立て等の法的措置を執ることがあります。

児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

(宛先) 各務原市長

私は、上記児童生徒に係る学校給食費に滞納が生じた場合、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、各務原市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。)の額から、当該児童手当等の支払期日をもって滞納分の学校給食費の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、各務原市長から児童手当等の支給を受けている間、当 該児童手当等から滞納分の学校給食費の支払に充てるものとします。

 令和
 年
 月
 日

 フ
 リ
 ガ
 ナ

 児童手当受給者氏名

受給者資格を有する 保護者の氏名

各務原市学校給食費口座振替依頼書(兼廃止届書)

金融機 関保管用

金融機関確認印

各務原市指定・収納代理金融機関 御中

※太枠内を記入してください。
年 月 日届出

①依頼区分

※該当する区分を選択し、○を付けてください。

1. 新規依頼 定座変更	下記の納付義務者の学校給食費を私名義の預貯金□座から□座振替の方法により納付したい ので、裏面記載の事項を確認のうえ依頼します。
2. 廃止依頼	依頼していた学校給食費の□座振替を廃止します。

②口座名義人

フリガナ	氏名・フリガナは訂正不可	•	電	話	番	号
氏 名	(書き直し)	()		_	

③金融機関

		記	銀行金庫	本 店 支 店	お届け印 (1枚目のみ押印)
I	金融機関コード	文店コード	組合	出張所	押印
	MERIDAN -			れなく	濃く 鮮明に

④保護者等(幼付養務者)

住	所							
		□ □座名義人と同じ		電	話	番	号	
氏	名		()		-		

⑤児童生徒

	フリ:	ガナ					
l	氏	名		生年月日	年	月	В
r	学校:	5 47	小学校 中学校 特別支援学校	学年・組	新1年生等		
L		(10	ארצוגעומוו אדר אדיני	どちらかに☑	年	組	

- ・□座振替の開始時期 …届出月の翌々月以降の納期分からになります。
- ・預貯金口座振替規定 …1枚目または4枚目の裏面を必ず確認してください。
- ・市からのご案内 …2枚目または4枚目の裏面を必ず確認してください。

金融機関処理欄	検	ED	印鑑照合	受	付	(不備返却事由) 1.預金取引なし 2.記載事項等相選	3.印鑑相違 4.その他()
						(店名、預貯金種目、口座番号、口座名義)	

※3枚目「学校への提出用」と4枚目「ご本人様保管用」をご本人様へお渡しください。